

## 中国農村における義務教育普及問題 ——桂北少数民族地域を中心に——

登坂 学

The Diffusion of Compulsory Education in Isolated Districts of China  
— A Report on the Guibei Minority Area, Guangxi —

Manabu TOSAKA

### Abstract

Academic strides has been made on studies concerning Chinese education, as an example, educational history, politics and system. What seems to be lacking, however, is micro analysis of minority education, especially in isolated districts.

I had worked in China as a Research Attaché of the Japanese Ministry of Foreign Affairs, Consulate General in Guangzhou for the last two years (Apr.2000-Mar.2002).

At the time I conducted fieldwork on several occasions to understand the truth of minority education, interviewed officials, teachers and farmers and their children. Pursuing these questions in interview, I almost reached the core of problem of diffusing compulsory education in isolated districts in China.

キーワード：diffusing compulsory education（義務教育普及）, minority education（少数民族教育）, Guibei（広西チワン族自治区桂北エリア）, poverty district（貧困地域）, human traffic（人身売買）

### 1 はじめに

筆者は2000年4月から2年間、外務省専門調査員として在広州日本国総領事館に勤務した。任期中は研究出張制度や休暇を利用して、農村における義務教育普及に関する現地調査および資料収集を行ってきたが、その調査地域の一つが桂北地方（広西チワン族自治区の北部山岳地方：龍勝各族自治県、三江侗族自治県及び融水苗族自治県）であった。

現代中国に内在する矛盾の一つに省・地域間の経済格差がある。具体的には、沿海部と内陸部の間の格差、大都市と農村部の間の格差および、漢族が多数を占める地

域と少数民族地域の間の格差となって現れている。この3つの条件を併せ持っているのが内陸部に存在する「少数民族地域貧困農村」ということになる。

筆者が広西壮族自治区を調査地として選んだ理由の一つは、巨大工業地域を擁する広東省の後背地——「労働力供給源」「食料生産地」——としての位置づけに注目したからであり、本来平等であるはずの各省の関係に経済格差による優劣意識が生まれつつあると感じたからである。その広西壮族自治区の中でも、桂北3県はいずれも国家レベルの貧困地域であり、その経済的困難が義務教育の普及に多大な影響を与えてきたのである。この地域の義務教育問題を考えることは、経済発展優先策を探

る中国内政の矛盾を白日のもとに晒すことであり、同時に子どもの「教育への権利」をめぐる諸問題を我々に再考させる契機にもなりうるものである。

小論の構成は次のようにある。本節に続く第2節では筆者が特にこれらの地域に興味をもつ端緒となった衝撃的な事件報道を紹介するなかから、少数民族地域の貧困農村が抱える教育問題を検証する。第3節では、フィールド・ワーク実施時における各自治県の幹部によるブリーフィングおよび現地視察に基づき、その内容を整理・再構成するなかから、幹部の目に映る教育問題を浮き彫りする。ここに語られる内容は、まさに現在の中国が抱える経済的矛盾がもらした結果でもあることが認識できるだろう。また現地で撮影した写真からは、貧困農村における教育の現状を垣間見ることができるであろう。最終節では桂北3県の現状を総括し、中国貧困農村における義務教育普及に共通する課題を指摘する。

## 2 義務教育普及の障害

### 2-1 事件報道より

「広西壮族自治区の少女200名以上が誘拐され、浙江省の工場で搾取されていた」<sup>(1)</sup>。

中央テレビ局の人気番組「焦点訪談」が2000年6月に放送した児童誘拐及び強制労働の報道は、中国社会に大きな波紋を呼んだ。本節ではこの事件の検証を通じて、中国少数地域における子どもの「教育への権利」が直面する試練とそこに横たわる問題を考える。筆者はかねてより中国の農村教育問題に興味を持ち、農村におけるフィールドワークを繰り返してきたが、このたびの調査地を選定する直接のきっかけになったのがここで紹介する事件である。

2000年2月、「人材スカウト」と自称する輩が、広西壮族自治区北部にある融水苗族自治県及び三江侗族自治県の貧しい村を訪れた。彼ら曰く「浙江省（中国沿海部、上海の近く）の企業から委託され、この地で人材を募集しているのです」。この者たちは、子どもたちに対しては「あちらはとても面白いところだよ。仕事もたやすいし、嫌になったら帰ったっていい」、親に対しては「お子さんを我々に預けてくれれば、お金をたくさん稼がせてあげられる」と言葉巧みに説得し、多くの子どもたちを浙江省へと連れ出したのである。

子どもたちが送り込まれたのは、イルミネーション製造工場のフィラメント取り付け工程であった。そこで子どもたちは期待が裏切られたことを知る。朝6時から深夜11時に及ぶ長時間勤務、青菜の炒め物とご飯だけの食事、3~4ヶ月に及ぶ無給労働、更に1室に16人もが

押し込まれる不衛生極まりない宿舎など劣悪な労働条件の下、子どもたちは徹底的に搾取されたのである。

### 2-2 本事例が我々に投げかけるもの

さて、周知のように、中国はすでに「子どもの権利条約」を批准している。ここから、中国当局は国内のみならず国際的にもこの事件を正確に処理する責任がある。つまり、「中国の国内問題」として放置したり、いい加減な対応をしたりすることは許されず、人類共通の問題として捉えなければならないのである。この事件をめぐっては、次に挙げる「子どもの権利条約」の3つの条目がクローズアップされる。

まず、第28条（教育への権利）である。締約国は子どもの教育への権利を認め、かつ、漸進的に平等な機会に基づいてこの権利を達成するために「学校への定期的な出席および中途退学率の減少を推奨するための措置」(1)のe)をとらなければならない。

次に、第32条（経済的搾取・有害労働からの保護）の規定である。「締約国は、子どもが、経済的搾取から保護される権利、および、危険があり、その教育を妨げ、あるいはまたその健康または身体的、心理的、精神的、道徳的もしくは社会的発達にとって有害となるおそれのあるいかなる労働に就くことからも保護される権利を認める」と規定され、これを実現するため締約国は「最低就業基準を規定する」、「雇用時間および雇用条件についての適当な規則を定める」、「この条の効果的実施を確保するための適当な罰則または他の制裁措置を規定する」などの措置を講じなければならない。

更に第35条は、締約国は「いかなる目的またはいかなる形態を問わず、子どもの誘拐、売買または取引を防止するためにあらゆる適当な国内、二国間および多数国間の」措置を講じなければならないと規定している。では、中国当局の対応はどのようなものだったのだろうか。

### 2-3 中国当局の対応

事件発覚後、地方政府の行動は迅速であった。まず、融水県政府は幹部を浙江省に派遣し、子どもたちの救出にあたらせている。「あなたがたの『父母官』として職責を果たすことができなかった」と幹部は涙ながらに詫び、県政府はまた、出稼ぎ労働者の管理、児童の「失学」抑制及び被害者となった子どもたちの速やかな復学等、対応に着手したのである。

自治区政府もこの事件を重く見て、原因調査を徹底し子どもたちの復学問題を解決するよう指示、これを受け自治区政府関係部門の責任者は会議を開催し、代表団を融水県へ派遣して子どもたちを慰問することを決定し

た。代表団は子どもたちに慰問金と新品の学用品を手渡し、「頑張って困難を克服し、しっかり勉強して技能を修得し、将来の発展のために基礎固めをしてください」と激励している。また、県・郷政府や小学校の校長に対して代表団は、「義務教育法」の規定に基づいて子どもたちを学校で勉強させるべく親に対して思想工作をしっかり行っていくよう申し入れた

一方、子どもたちが労働を強いられていた浙江省では、地元新聞社がこの問題を大きく取り上げ、募金活動を開催し、寄せられた寄付金を奨学金として子どもたちの村の教育委員会に手渡すと同時に、村の中学校に「苗族女子中学生クラス」を設立することになった。これは苗族の貧困家庭（年収1人あたり700元以下）の小学校卒業生50名を募集し、卒業まで毎学年540元の学費・雑費を補助するプロジェクトである。また、この新聞社は9月からの新学期のために4,000元を投じて机と椅子を購入している。被害者の子どもたちは政府はじめ社会各方面の手厚いケアを受け、復学を実現したのである。

## 2-4 背景にある諸問題

このような事件が起こった背景には、中国農村の抱える様々な問題がある。言わずもがなであるが、第1に貧困が挙げられる。誘拐された子どもたちはいずれも極めて貧しい家庭の出身であった。子どもたちの故郷である融水苗族自治県の経済状況を概観するに（1998年統計、1元≈14円）、農業従事者の平均純収入が1,469元で最低レベルである（ちなみに、自治区全体の平均は1,972元、自治区政府所在地の南寧市では2,440元である）。また、1人当たりのGDPは1,641元（自治区平均は4,076元、南寧市都市部では14,238元）で、前年を100とした場合のGDPは83.7と落ち込んでいる。これこそが根底にある問題である。

第2に、親の人権意識及び法律知識の欠如である。貧困により就学の途を閉ざされた親たちは、「労働法」、「未成年保護法」、「義務教育法」等、庶民の生活にとって最も身近であるはずの国内法を全く知らなかつた。その結果プローカーの口車に乗せられ、子どもたちを彼らに委ねてしまったのである。

第3に、ジェンダーに係る問題である。「一人っ子政策」による産児制限が実施されている中国において、少数民族の家庭においては原則として子どもを2人まで生むことが認められている（実際にはそれ以上いる場合が多い）が、今回保護されたのはすべて女の子であった。歴史的・文化的に定着してきた少数民族の（或いは中国農村社会の）女性観の問題であるように思われる。

そして最後に、名古屋大学の牧野篤が著書『民は衣食

足りて』で指摘する農村における学校教育の教育内容及び方法の問題がある<sup>(2)</sup>。牧野は、学校での教育内容が農村の日常生活と全く結びつかない暗記中心主義であることから「読書無用論」が生じ、「厭学」（学校嫌い）、そして「流出生」（学校に入学したものの、知らぬ間に学校から離れてしまった子どもたちのこと。「失学」ともいう。）に至る構造を指摘しています。一方で、実は中国における異常なまでの進学競争がこれら「読書無用論」、「厭学」、「流失生」と表裏一体にあるのだと指摘している。前者は学校よって夢を与えられ続け、後者は学校によって現実を思い知らされ、目の前の力ネ・生活のために学校から離れていく。そこには知識や教育そのものが力ネや地位を得るための道具となってしまっている現実があり、それを制度的に裏付ける教育政策がある。この極端なプラグマティズムこそが、民衆の間に表裏一体の幻想を作り出してしまった、というのである。融水県の事件については更なる調査が必要であるが、その際牧野の構造分析は参考になるだろう。

## 2-5 現地調査へ

さて、当局の対応により、この事件は一応解決したかのように見えるが、少数民族地域の貧困農村における義務教育普及問題は前途多難である。まず、この事例は冰山の一角であり、全中国でこのような事件は枚挙に暇がないということである。中国では貧困地域の「流失生」「失学」等教育問題の解決のために「希望工程」や「宋慶齡基金会」をはじめとする内外の援助組織が広く募金活動を開催し資金援助をおこなってきた。その結果、義務教育初等段階の、特にハード面（校舎、設備等）は徐々に改善していると言われている。しかし校舎の建て替えや設備の拡充等を必要としているものの、資金不足から実施不可能になっている学校・自治体は依然として多い状況であるし、ソフト面（教師、教授内容）も危機的状況が続いている。

そして何よりも危険なのは、事件の報道に流され、その背後にある本質的問題を見失うことである。この事件をめぐる新聞の報道には「党および政府の想いやり」という表現が目立つ。つまり事件を解決した党および政府当局の功績が過度に強調されることにより、事件はその威光を高める宣伝材料とされ、子どもたちの悲惨な体験の背後にある矛盾構造が隠滅される危険性である。この事件自体は悲しむべきことであるが、「子どもの権利」の議論を深化させる契機ともなりうるのである。子どもが搾取される構造を確実に排除するためにも、決して子どもたちの生活の現状から目をそらしてはならないであろう。

### 3 桂北地方における義務教育情況

前節で紹介した問題の背景を理解するため、また今後の研究の足がかりを作るため、この事件が起こった現場を踏査することを決意した。桂北地方の義務教育の実態はどのようなものであろうか。筆者が2001年11月に実施したフィールド調査に基づき、各県別に記述していく。

#### 3-1 龍勝各族自治県

11月5日～6日、第一訪問地である龍勝各族自治県にて聞き取り調査を実施した<sup>(3)</sup>。

##### 3-1-1 教育の現状

龍勝各族自治県は人口16.8万人で、苗、瑤、トン（人偏に同）、壯、漢の5つの民族が共生しているが、少数民族は75.8%を占める。全県の面積は2,242キロ平メートルであるが、山岳地帯が78%を占めている。県内の小学校は104校、「教学点」（教師が一人の学校）が103箇所で、在校生は13,760人である。中学校（初級中学）は14校で在校生は8,410人、高校（高級中学）は1校で在校生は1,160人である。また、職業技術学校が1校あり、在校生は501名である。

##### 3-1-2 教育が直面する課題

教育が直面する問題について幹部は次のように語った。

（1）学校規模の縮小。各小学校の生徒はいずれも140人に満たず、最小のもので60人足らずである。教学点ではいずれも10人以下である。県内小学校の教師：生徒の割合は1：14である。教育器材及び設備は適切な規模の学校の基準に基づいて配備されるため、規模が小さいと教育投資が不十分となり、コストも高くつく。

（2）校舎の不足。住居が分散し、通学が困難であるため、生徒の宿舎を拡充する必要がある。9年制義務教育の実施に伴う中学校入学率の上昇により、校舎（とりわけ寄宿舎）が大幅に不足してきている。

（3）「失学」（学業の断念）の危機。寄宿生活は、両親の経済負担を増加させており、一部の家庭は極貧の状態で、とりわけ女子児童が失学の危機に直面している。

##### 3-1-3 県政府の対応

それでは、上記のような問題に対処するため、県政府はどのような対策を講じてきたのか。県幹部の説明は以下のとおりであった。

（1）学校配置の調整と資源配置の適正化。県内の教学点を89年当時の360力所から2001年の103箇所に圧縮した。第十期五カ年計画中には小学校を現在の104校から60校に圧縮する予定である。

（2）寄宿制学校の運営、適齢児童の入学の保証、学校規模の拡大、教育効率の向上。その結果、現在中学生の寄宿率は90%以上に達し、小学生の寄宿率は40%に達した。十・五計画の期間中には小学校の寄宿率を60%以上にする予定である。

（3）「女童班」（女子児童クラス）の創設。95年以来、困窮家庭の小学高学年児童のドロップアウトを防止するため、危機に直面している家庭の女子児童を集め、女子児童クラスを開設した。政府助成金及び社会各界の賛助等を通じ学費、雑費及び生活費の一部を解決した。目下、県内の女子児童クラスは13力所、女子中学生クラスは7力所、女子高校生クラスは1力所ある。県内女子児童の入学率は95年の95.5%から現在は98.5%に上昇し、中途退学者は6.5%から1.5%に減少した。

（4）民族学校・民族クラスの開設、民族補助資金の準備。県内において民族小学校2校及び民族中学校1校を開設した。民族クラスの生徒はすべて義務教育を修了し、うち80%が高校に進学し、30%が大学に入学した。このほか、助成特別資金を設立し、経済的困難があり、民族クラス及び女子児童クラス未入学の生徒に対し、義務教育修了を援助した。

（5）外部資金の導入。「世界銀行対貧困地区貸付プロジェクト」、「国家義務教育特別援助資金」及び「民族補助特別援助資金」を利用し、校舎建設、教育器材及び教師研修等に充当した結果、校舎及び器材が極端に不足する事態を緩和できた。

##### 3-1-4 質疑応答

県幹部によるブリーフィングに引き続き、質疑応答を行った。その概略は以下のとおりである。

（1）貴県の小学校において、1年間あたりの学費は幾らか。また、農民の純収入に占める学費の負担につき、農民の実感はどうか。

寄宿生を例に取れば、学費（教材費等）が100元、雑費が140元で、計240元である。当地の農民1人あたりの平均純収入は確かに2,000元を超えるが、これはあくまで全県平均値であり、山岳地農村はこれをずっと下回る。よって家計には大きな負担となっている。

（2）貴県における希望工程（※前述）の展開情況を教えて欲しい。

現在、政府及び民間の貧困対策事業は多数あるが、当地では93年から希望工程のプロジェクトが開始されており、当該基金によって建設された希望小学校は現在5箇所あるほか、希望小学校建設史上第2校目の学校は当地にある。また、今までに3,000人あまりの生徒が1対1の学費援助を受けた。（日本政府の「草の根無償援

助」を知っているか水を向けたところ）のようなプロジェクトがあるとは承知していなかった。

（3）貴県小学校におけるIT教育の実施状況を教えて欲しい。

小学校104校のうち、パソコンを保有するのは、県中心小学校及び鎮小学校の2箇所だけである。また、中学校では14校中4校が保有するのみである。一方、技術学校にはパソコンが30台あり、教師のコンピュータ実習も行っている。2005年には、中学校以上でコンピュータの授業を行う予定である。パソコン本体及び周辺器材を如何に入手するかが悩みの種である。

（4）以後校舎を新築する場合、必要な設備はどのようなものか。

基本的な設備があればよい。具体的には、寝室（ベッド、マットレス、布団）、厨房（炉）、食堂、浴室である。加えて生活管理担当者及び清掃担当者が必要である。

### 3-2 三江侗族自治県

11月6日～7日、第2の訪問地である三江侗族自治県にてブリーフィングおよびフィールド調査を実施した<sup>(4)</sup>。この地は、次に紹介する融水苗族自治県と同様、先の誘拐事件が発生した地域である。

#### 3-2-1 教育の現状

まず、教育の現状について概ね次の説明があった。

（1）広西壮族自治区が湖南・貴州両省と接する北部に位置し、全県の土地面積は2,454平方キロメートルで、計16の郷・鎮及び166の村（居）民委員会を有する。総人口は34.18万人であるが、うち侗族の人口は18.7万人であり、総人口の55.4%を占める。地理的・歴史的原因により、三江県の経済的基盤は脆弱である。99年のGDPは2億9,493万元、財政収入は3,703万元、農民一人当たり平均の純収入は1,549元であり、国家レベルの貧困県と位置付けられている。

（2）2000年現在、県内には小学校が187校、「教学点」（教師一人の学校）が176カ所で、計1,545クラスあり、在校生は40,874人、適齢児童の入学率は97.87%である。県内15歳人口の小学校卒業率は97%であり、中途退学率は3%に抑えられている（経済的困難により休学する児童を含む）。また、15歳人口の非識字率は2.9%に抑えられている。

（3）県内には高校が1校あり、在校生1,118人、鎮（郷）中学校が19カ所206クラスで在校生は10,573人となっている。小学校卒業生の中学校への進学率は73.73%で、中学校在校生の中途退学率は55.2%である。2000年末までに、県内11の郷・鎮で9年制義務教育を

完成し、県レベルの評価・検収をパスしている。

（4）少数民族子女の入学率を向上させ、中途退学率を減少させるため、県内に寄宿制の小学校民族クラスを14クラス開設しており、在校生は940人である。また、中学校民族クラスは3クラス150名、高校民族クラスは3クラス150名である。

（5）県内の小学生48,074人のうち、女子児童は20,013人を占めるが、学齢女子児童の入学率は97.23%であり、対98年比+1.06%となった。中学校在校生は10,573人で、うち女子生徒が4,208人である。入学率は40.49%である。92～99年、県内では女子児童クラスを延べ20クラス運営し、1,000人以上受け入れたが、うち婦女連合会による「春蓄計画」管理下の女子クラスは16クラスを占めた。その他プロジェクトは4クラスあるが、とりわけ「中国——国連計画開発署401プロジェクト」による「女子児童教育に重点を置き、貧困地区の9年制義務教育を促進する」計画の実践により、県内の女子児童教育は大々的に発展した。

（6）98年時点で県内青・壯年の識字率は96.1%に達した。16ある郷・鎮はすべて成人文化技術学校を運営しており、166の行政村はその分校を運営しているため、村における実用的技術の研修をコンスタントに展開できる。県内で研修を受けた者は年間延べ25,000人以上となり、98年4月には自治区の検収及び国家教育部の監査をパスし、中央から「初等教育普及県」の称号を授与されている。

（7）83年7月、県政府は県中等職業技術学校の設立を認可した。学校の敷地面積は108ムー。（※注：1ムーは約6.667アール）建築面積は4,562.73平米で、実験実習基地51ムーを有し（うち、ミカン園が36ムー、イチヨウ園が6.5ムー、育苗基地7ムー、養魚場1.5ムー等）、用地の選定も適切で、教育の需要を満たすものとなっている。しかし分野によっては教師が不足し、基本的設備も不充分で、相応の浴室、トイレも無い状態である。また、宣伝不足のため、職業校で学んでも無駄であるとの観念を転換できず、生徒の募集もままならない。

（8）県内の専任教員は2,903人であるが、その内訳は以下のとおりである。（表1参照）

(表1) 三江トン族自治県における学校教育人材

	教員数 (人)	適合人材 (人)	適合率 (%)
幼稚園教員	67	37	55.22
小学校教員	2,195	2,121	96.63
中学校教員	567	450	79.37
高校教員	41	26	63.41
中等職業学校教員	33	6	18.18
中等師範学校	16	8	50

※県幹部によるブリーフィング及び配布資料に基づいて作成

(9) 「教学点」の配置調整及び運営条件について。各行政村に中心小学校を配置し、中心小学校から遠い小村に教学点を配置する。また、各郷・鎮に中学校を1校、大規模な郷・鎮では2校設置する。教育改革の深化・進展、就学適齢児童の減少傾向に鑑み、学校を如何に合理的に配置し、教育資源を優良化するかが緊急の課題である。このため、三江では一部の教学点を徐々に合併し、交通の便が比較的良いものの、児童数が少なく、中心校との距離が2km以内の教学点については閉鎖・合併することで教育資源を最大限合理的に利用する。

(10) 数年来、国家は少数民族貧困地域に対する援助に力を注いでいるが、積極的に国と連繋し、「世界銀行貸付金」、「国家義務教育工程」、「希望工程」及び「教育扶養工程」等を獲得するなど、多方面から資金を調達した。これらプロジェクトの実施後、教育環境は大きく改善された。「第9次五力年計画」期、本県は教育基礎施設の建設に4,200万元以上を投資したほか、新校舎65,000平米、500万元相当以上の教育設備を購入して教育設備拡充の遅れを改善し、本県の9年制義務教育普及の基礎を築いた。

### 3-2-2 義務教育普及の足枷となっているもの

次に、義務教育普及の問題点について以下が指摘された。

(1) 貧困山村学校の教育が劣悪である点。これら学校の大部分は、自然が厳しく交通が不便である等、生活条件の悪い山岳地域にあり、校舎は粗末な木造であり、設備も不足しているため、本県教育事業の発展及び教育の質的向上の足かせとなっている。

(2) 中学及び高校の規模が小さく、十分な生徒受け入れが困難である点。県内19の中学校は、校舎が不足しているため毎年の生徒募集数を4,000人前後に絞らざるを得ず、1,500名前後の生徒は小学卒業後すぐに中学校に入学することができない。また県内には普通高校と

職業高校が2校ずつあるが、校舎が不足しているため、毎年の募集生徒数を600名前後に絞らざるを得ず、中学校卒業者のうち13%しか高校に進学できない状況にある。経費調達と中学・高校の規模拡大が本県教育事業の最重要課題である。

(3) 教育設備、とりわけ近代的設備が国定の学校設備基準に達していない点。例えば現在コンピュータの授業を開設できる学校は県政府所在地の数校に限られる。

### 3-2-3 「第10次五力年計画」期における教育事業の目標

三江において、今後5年間に実現すべき目標は次のとおりである。

(1) 9年制義務教育の普及に努め、基礎教育の発展を実現する。

(2) 全面的に素質教育を推進し、教育の質的向上を実現する。

(3) 高校教育の発展を徐々に加速し、本県の高校教育の発展を徐々に実現する。

(4) 「教育による農業新興ゴールデン・プロジェクト」を実施し、農村実用技術教育の発展を実現する。

(5) 「世紀に跨る教師養成プロジェクト」を実施して、教師の継続教育を積極的に推進し、教師全体の資質向上を実現する。

(6) 「国家貧困地区義務教育プロジェクト」を実施して、小中学校の教育環境について更なる改善を実現する。

### 3-2-4 質疑応答

ブリーフィング終了後、ここでも質疑応答を行った。

(1) 中学・高校の校舎が不足している由、その理由は何か。

10数年来の努力により、小学校段階の教育普及工作は大きな成果を上げた。たとえ粗末な校舎ではあっても数は充実してきた。しかし中学・高校段階の普及工作はこれからが勝負である。これから数年のうちに、中・高への入学者がピークを迎える。9年制義務教育の普及を図るうえで中・高の校舎を拡充することが不可欠である。

(2) 貴県は少数民族文化を中心に観光資源にも恵まれているところ、観光発展と教育発展の関係をどう考えるか。

あまり深く考えたことはなかった。有名な観光スポットのある村でも、観光収入を得ている家庭は1%程度であり、観光が教育を潤す段階にまでは達していない。ただ、当地を訪れる国内外の旅行者が増えれば、自ずと民際交流も増え、教育面にプラスの効果が生まれる可能性がある。当県の名所に「程陽風雨橋」という建造物があ

るが、その付近にも小学校がある。その小学校はかつて貴国（日本国）東京都新宿区落合にある小学校の先生方が訪問したことがあり、それ以来交流が続いている。貴国の子どもたちが描いた絵や手作りの記念品が贈られてくるなど、その小学校の子どもたちも大変に喜んでいた。

### （3）貴県の中学校卒業生の進路、また貴県からの出稼ぎ労働者の実態はどうなっているか。

校舎不足が原因で高校へ進学できる生徒は極めて少ない現状がある。実家で農業に従事したり、県政府所在地で働いたりする者もいるが、自治区内外の大都市へ出稼ぎに行くケースが極めて多い。広州市や珠江デルタの工場で働く者も非常に多い。出稼ぎ労働者のもたらす現金収入は確かに当地を潤している。ただ、出稼ぎ労働者の立場の弱さにつけてむ悪徳経営者は許せない。某外資系企業で盗難事件があった際、女子職員の衣服を脱がせ身体検査をしたことが問題となったが、労働者の合法的権利は守られねばならない。

## 3-3 融水苗族自治県

11月7～8日、最後の訪問地である融水苗族自治県にてブリーフィングおよび現地調査を行った<sup>(5)</sup>。当地は先に紹介した事件の主たる舞台となった地域である。

### 3-3-1 教育の現状

まず、県幹部より、本県教育の現状について概要次のとおり説明があった。

（1）融水苗族自治県は自治区北部の山岳地帯に位置し、県内に13の民族を抱える、総人口46.46万人（うち少数民族が32.7万人で、総人口の72%を占める。うち苗族が17.4万人で、総人口の38.5%を占める。）の県である。県全体の面積は4,663km<sup>2</sup>で、21の郷および鎮、205の村（居）民委員会に区分されている。2000年の国内総生産は8.39億元、財政収入は6,504.6万元、農民1人当たり平均純収入は1,138元である。穀物総生産量は13.07t、農民1人当たり平均の穀物保有量は280kgである。県内にはなお5.36万人の貧困人口がいる。

（2）自然環境はじめ各種制約のため、融水少数民族地域における基礎教育の発展は緩慢で、86年時点では県内の小・中学校の入学率はそれぞれ85%および35%で、定着率は90%および75%であり、柳州地方10県中最下位であった。改革・開放の過程で、県政府は有効な政策および措置を講じ、民族基礎教育を大きく発展させた。現在、県内には普通高校、職業中東専門学校、教師研修学校がそれぞれ1校ずつ、中学校が27校、中心校および村の完全小学校が219校存在する。普通高校の在校生は1,138人、職業高校生は283人、教師研修学校生

は81人である。中学生は15,325人であり、入学率は43.32%である。小学校在校生は50,916人で、適齢児童の入学率は95.2%である。特殊教育在校生は293人（クラスで授業を受ける者も含む）で、ハンディキャップのある児童の入学率は80%である。

### 3-3-2 教育の発展と成果

ここで幹部は義務教育普及政策の歴史を跡付け、成果をアピールした。

（1）少数民族の家庭が積極的に子女を学校に入学させるよう、79年から当地では辺境地にある貧困地区で寄宿制の小学生高学年クラスを開設している。県党委と県政府は84年7月に「特別措置を講じ民族教育を発展させることに関する決定」を打ち出し、8つの方面から教育への取り組みを強化し、寄宿制民族クラス創設というプロジェクトだけで年平均16万元の資金を投入し（但し96年の大洪水以来困難となった。この災害が県の財政および県民の家計に与えた影響は大きい）、クラス開設費と維持費に充当した。同時に「自立する」方針を堅持し、各郷人民政府は教育に対する取り組みを強化し、15の郷・鎮は独自で費用を調達し、寄宿制民族小学校の高学年クラスを運営し、生徒に毎月一定額の助成金を支給した。

（2）20年あまりの努力が実り、当地の民族教育は大きな発展を遂げた。2001年秋時点で、県内24校に寄宿生クラスが設置されているが、延べ543クラス、計24,268人を教育した。現在県内にはなお63の民族クラスがあり、生徒数は3,209人である。うち、高校が3クラスで生徒150人、職業中学が2クラスで生徒100人、普通中学が15クラスで生徒758人、小学校が43クラスで児童3,158人であり、小学校から高校まで、クラス単位から学校規模まで、普通教育から職業教育まで一続きの民族教育体系が形成された。

（3）しかしながら、80年代末から90年代初頭にかけて、県内の入学率は依然極めて低い水準にあった。その原因是女子児童の入学率が低く、中途退学率も高かったからである。女子児童の就学困難を解決するため、県政府は現実を直視し、次のような措置を講じている。

（ア）簡易小学校クラスの運営を堅持した。現在までに県内では延べ110クラス以上が運営され、生徒2,000人あまりを受け入れたが、女子児童は65%を占めていた。

（イ）84年秋から、貧困村の児童に対し雑費および教科書代の減免措置を講じ、一部地域の児童には全額免除とした。

（ウ）87年から、県党委および県政府は小学校入学率、

定着率、卒業率および完成率を算定し、郷・鎮指導者の目標管理責任制に組み込んだ。

(工) 寄宿生クラス・学年を年度毎に増設し、教学点(教師1人の学校)を削減した。

(才) 民衆による教育経営、多元的ルートによる教育の取り組みを模索した。

(カ) 民族クラスの募集を拡大すると同時に、女子児童・生徒の比率を高め、民族クラスの女子児童・生徒の割合を40%以上とすることを定めた。

(キ) 90年から、辺境山岳地帯のための教師養成を開始し、県財政より一定額の助成金を支出し、県の教師研修学校が養成を請け負い、現在までに3クラス、計145人を受け入れた。卒業後はすべて辺境山岳地帯の学校に赴任し、教鞭を執っている。

(ク) 79年秋から小・中・高の寄宿制民族クラスを開設し、教育資源を集中させ少数民族の生徒に良質な教育を施した。

(ケ) 88年に辺境山岳地帯で少数民族女子児童クラスを開設してから、2001年秋までに延べ66の女子児童クラス、児童2,476人を受け入れた。現在女子児童クラスは23クラス、在校生は889人である(うち寄宿生女子児童クラスは12クラス、児童数は572人である)。



図1 融水県保恒中学の苗族女子生徒クラス

(コ) 「自力更生を主としつつ、国内外からの援助を積極的に受け入れる」方針を堅持した。92年の夏から秋にかけて、融水県人民政府と北京映画制作廠はVTR映画『呼喚』を撮影したが、北京での放映後大きな反響を呼び、周潔・香港東区議員は率先して120万元を寄付して中国児童基金会とともに「春蓄計画」を実施し、女子児童クラスを4クラス設置したが、うち3クラスは融水県内に存在する。また、在仏の陳氏兄弟、米国AID(国際発展署)提供によるESF(Economic Support Fund)、香港の逸揮基金会、福幼基金会、広西武装警察總隊、南寧市和平ショッピングセンター個人商協会、広西師範大

学出版社、柳州市第二職業学校、柳州地区交通警察支隊、融水県工商局、全国政治協商會議、全国婦女聯合会、自治区民族委員会など、国内外の多くの団体・個人から援助の手が差し伸べられた。統計によれば、これにより学業を断念した女子児童4,000人が復学を果たした(女子児童クラス以外を含む)。

(4) 以上の措置により、当地の民族基礎教育は大きな発展を見た。2000年秋時点での学齢女子児童の小学校入学率は92.98%となり、88年の78%と比較して16ポイント上昇した。また、学齢児童の入学率は95.2%となり、88年の86.7%と比較して8.5%の上昇となつた。

(5) 融水県の特別措置による民族教育発展策とその実績は、上級行政機関の評価を得ている。具体的には次のとおりである。

(ア) 90年12月、国家教育委員会および全国婦女聯合会の主宰する「18省(区)女子児童就学工作経験交流会」が融水県で開催され、参加者が県内白雲郷にある女子児童クラスを参観した。

(イ) 92年3月、県教育局は国家教育委員会および国家民族委員会より「全国民族教育先進団体」として表彰された。

(ウ) 94年5月、県教育局は國務院婦女児童工作委員会より「女性の合法的権利を保護する先進的機関」の称号を授与された。

(エ) 96年10月、県教育局は国家教育委員会より「貧困地域の女子児童教育を強化する先進的機関」と表彰された。

(6) しかし、歴史的原因および自然条件の制約を受け、融水県の民族教育発展は多くの困難と問題に直面している。具体的には、交通の不便さ、設備の粗末さ、取り組みの力不足、生徒の中途退学率の高さなどである。このため、困難を克服し自力更生するという前提のもと、本県は引き続き国内外の協力と支援を希望している。

### 3-3-3 質疑応答

例によって、ブリーフィングの内容に関し、興味深い点を中心に質疑を行つた。

(1) 貴県学校教育で、最も必要としているものは何か。

校舎が不足している。具体的には教室棟、食堂棟および宿舎棟である。県中心部から近い中学校でも、宿舎棟を建設する資金が無いために、教室棟の1・2階部分を宿舎に流用している例がある。そこでは25平米足らずの空間に2段ベッドをぎっしり並べて25人が生活している。



図2 保恒中学の寄宿舎。教室棟の1階及び2階部分を使用しているうえ、25m<sup>2</sup>に2段ベッドで25人が詰め込まれている。

寒くなても換気のために常に窓を開けて眠らねばならない。トイレも不足している。浴室は冬でも冷水のみで、お湯は別室から汲んで来る必要がある。また山岳地帯の小学校では、老朽化した木造校舎の、窓にはガラスも入っておらず風砂が吹き込むような教室で学んでいる子どもたちもいる。そのような学校では付属する厨房や宿舎も極めて粗末なもので、夜はネズミの這い回る音で眠れない児童や生徒もいる。しかしそれにもかかわらず、教師は文句も言わず熱心に生徒を教えている。



図3 融水県東田小学。訪問に際し民族楽器の演奏で歓迎してくれた。



図4 東田小学におけるブリーフィングの様子。

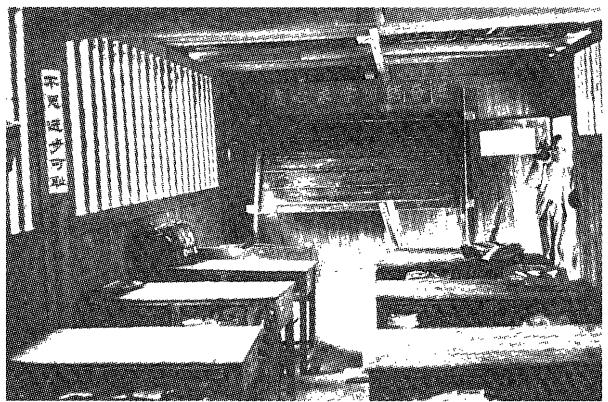


図5 東田小学の教室内部。ガラス戸が入っていないので、冬は寒く、風が強い日は砂が舞い込む。



図6 同じく東田小学の教室を外側から。

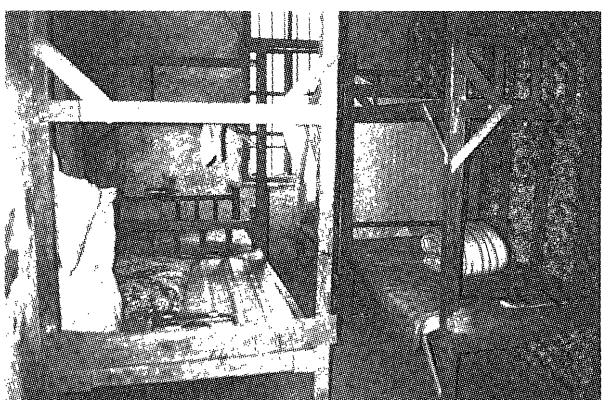


図7 東田小学の寄宿舎内部。狭い部屋に木製の2段ベッドが2台入れてある。

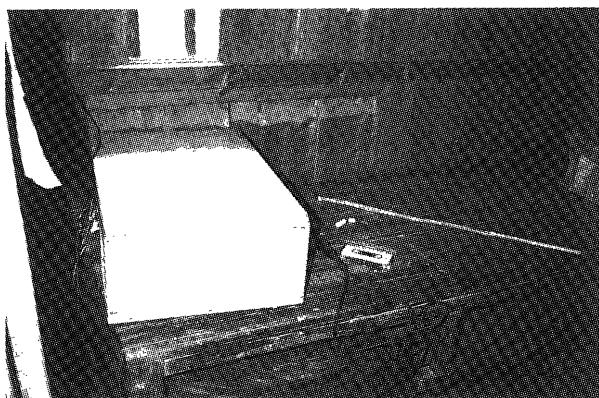


図8 東田小学の放送室。手作りの簡単な放送機器以外は何もない。

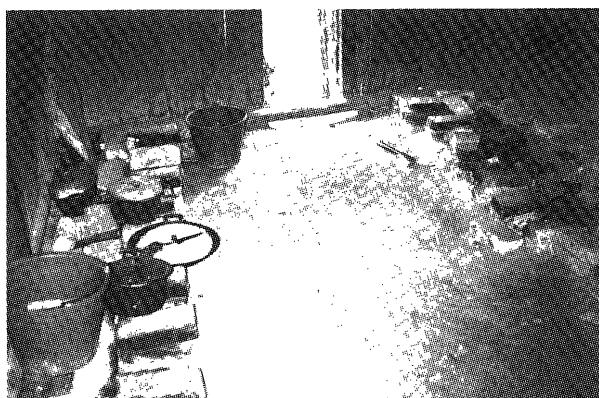


図9 東田小学の厨房。簡単な炉を作つて炊事している。

#### (2) 計画生育（一人っ子政策）の実施状況はどうか。

少数民族の家庭は基本的に2人まで子どもを出産できるが、ほとんどの家庭が規定を遵守している。

(3) 山岳地帯農民の一人当たり平均純収入は800元程度との由、1年間で1人当たり120元、子ども2人で240元の学費が必要となるが、家庭の負担はどうか。

家庭の負担は非常に重く、学費を完納できない家庭も少なからずある。その不足分は社会各界からの寄付金で充当することが多いが、教師がポケット・マネーで立て替える場合もある。

(4) 校舎および付属施設の建設と、子ども或いは家庭に対する学費援助を比較した場合、優先すべきはどれか。

まず、校舎の建設を選択する。計画生育政策の浸透によって、現在小学校低学年までの子どもたちの数は相当抑制されてきた。9年制義務教育を完全なものとするため、早急に着手する必要があるのは中学校校舎の建設である。校内での学習・生活環境を優良なものとすることで、中途退学を減少させなければならない。

## 4 おわりに

前節では現地調査実施時における各県幹部によるブリーフィングを経て、桂北3地域の教育の特色をあぶりだそうと試みた。中国における官製の現状報告は、いかにして問題を克服したか、いかに政策が効果を上げているかを大々的に宣伝する傾向が強く、ここでもご多分に漏れず自画自賛の表現が目に付く。しかしそれを注意深く見ると、ここには桂北3県を貫く問題点および論点が確認できる。

第1に、少数民族貧困農村における義務教育普及で鍵となるのが、女子児童・生徒の教育だということである。この点は、牧野篤の前掲書にも記述があるし、寧夏回族自治区における女子児童の義務教育問題を追いつけている早稲田大学の新保敦子の研究を見ても明らかである。女子教育の成否が少数民族農村、否、中国農村における義務教育普及の鍵を握っていると言つても過言ではないし、各地方政府もそれはよく認識している。しかし冒頭の児童誘拐・強制労働事件は各県政府の努力にも拘らず起こったのである。従って、地方政府の取り組みは未だ不充分であるとの批判を免れないだろう。

第2に、9年制義務教育実現のネックとなっているのが、中学校校舎の不足だという事実である。従来、貧困地の校舎建設問題については専ら小学校に注目が集まり、国内外の政府や団体・個人による資金援助も小学校の校舎建設に対して行われることが多かった。筆者の勤務していた領事館が過去に実施したODAによる「草の根無償援助」にあっても、教育に関するプロジェクトはほとんどが小学校の建設費用を援助するものであった。しかし、現地の需要は中等教育段階にシフトしつつあるのである。中学校の校舎不足が、女子生徒の未就学や流失を引き起こしている事実を認識しなければならない。

今ひとつ指摘するとすれば、IT教育の充実も課題である。特にインターネットは、電話線を利用して世界のあらゆる情報にアクセスできる、地域的なハンディを埋めることのできる文明の利器である。ブリーフィングでもしばしば耳にした「地理的なハンディ」を挽回し、義務教育のソフト面を充実するための大きな武器となるものである。

以上、小論では、少数民族貧困農村の義務教育普及問題に焦点を絞り、現地調査に基づき記述した。経済発展著しい中国沿海部とは異なり、内陸農村部、とりわけ「辺境」と称される少数民族居住地域は発展から取り残されている。経済の停滞は教育の停滞を生み、その結果犠牲になるのは子どもたちである。この度のフィールド

ワークを通じていざれの県も資金難に悩みつつ限られた条件の中で努力していることが確認できた。しかし義務教育の普及にかける担当幹部の熱意がすべての幹部及び保護者の共通認識になっているかというと疑問である。教育への権利に関する認識にはいまだ温度差が感じられるのである。子どもの「教育への権利」が保障されるのは少々先のことになりそうである。

今後も桂北3県において定点観察を試み、継続して報告する予定である。

なお、現地調査の実施に際して、桂北地方の各県政府幹部および在広州総領事はじめ館員諸氏から特段の配慮と助言をいただいた。この場を借りて感謝申しあげる。

- 
- (1) 中央電視台映像資料のほか、「夢想実現——重新回校読書」2000年6月15日付『広西日報』科教周刊

を参照。

- (2) 牧野篤『民は衣食足りて』総合行政出版、pp.91, 1995.
- (3) 1月5日16:00～17:30、於：龍勝各族自治県教育局会議室、先方：韋愛敬・福県長、陳亜青・県外弁副主任、秦振全・県教育局長、周玉昌・同副局長、謝春発・同副局長など7名同席。
- (4) 1月6日16:00～17:00、三江トン族自治县政府招待所会議室、先方：黃岳開・柳州地区教育局副局长、蒙志堅・柳州地区省外事弁公室副主任、伍天慶・県教育局副局长、候・县公安局外事科長など6名。
- (5) 11月7日16:30～17:30、融水苗族自治県教育局会議室、先方：黃岳開・柳州地区教育副局长、蒙志堅・柳州地区省外事弁公室副主任、賈立昇・県政協副主席、羅德忠・県党委弁公室副主任、黎海新・县政府弁公室副主任、周賢新・県教育局长など6名。